

大和市告示第29号

大和市がん検診事業等実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月20日

大和市長 古谷田 力

大和市がん検診事業等実施要綱の一部を改正する要綱

大和市がん検診事業等実施要綱（令和5年大和市告示第36号）の一部を次のように改正する。

別表肺がんの項中

胸部X線検査（2方向）	1,500円	600円
細胞診	1,000円	800円

を

「

胸部X線検査（2方向）	1,500円	600円
-------------	--------	------

に改め、同表対象者の欄

」

中「。ただし、喀痰細胞診検査は、胸部X線検査を受けた者であって、医師の問診により必要と判断されたものに限る。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大和市がん検診事業等実施要綱（以下「新要綱」という。）別表の規定は、施行日以後に受診した新要綱第2条に規定する検診（以下単に「検診」という。）について適用し、施行日前に受診した検診については、なお従前の例による。